平成２９年（フ）第１３０号
千葉県我孫子市中峠台25番地の２（Ｂ－201号）　グランディールアン
債務者　倉持せつ子
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２１７号
千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷３丁目７番26号
債務者　齋藤　　敬
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２２４号
千葉県我孫子市布佐1041番地
債務者　清水　康弘
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２８７号
千葉県松戸市常盤平４丁目15番地　常盤平公団住宅Ｅ街区51棟405号
債務者　櫻井　恵利
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７３号
沖縄県那覇市曙３丁目11番１－701号　マンションセンチュリーシティ
債務者　古波藏英梨
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第８７号
沖縄県那覇市寄宮２丁目30番53号　新垣アパート302、住民票上の住所沖縄県糸満市字潮平398番地の22　Ａ－28
債務者　福田　剛規
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第５０１号
名古屋市中区新栄１丁目25番25号　ルペルティア1005号
債務者　盛　　賢慈
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６０６号
愛知県日進市岩崎台４丁目1509番地　クラージュＢ101
債務者　中嶋　直樹
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６５０号
愛知県春日井市白山町２丁目４番地４　コーポマイン藤201号、従前の住所愛知県春日井市八田町７丁目15番地１　シャトー上八田204号
債務者　大庭　克美
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６５１号
愛知県春日井市白山町２丁目４番地４　コーポマイン藤201号、従前の住所愛知県春日井市八田町７丁目15番地１　シャトー上八田204号
債務者　大庭　洋子
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７３５号
名古屋市天白区植田西２丁目1309番地　コーポオアシス　１Ｈ号
債務者　増田　真悟
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３５号
山口県周南市新清光台４丁目２番10号
債務者　宮崎　優樹
1　決定年月日時　平成29年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
山口地方裁判所周南支部

免責許可決定

平成２９年（フ）第４号
青森県北津軽郡板柳町大字福野田字本泉40番地62
破産者　畑山　剣憂
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第６号
青森県五所川原市金木町芦野234番地１
破産者　津島　雪子
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第７号
青森県北津軽郡中泊町大字宮野沢字浦島27番地１　さわやか団地71号
破産者　黒滝　瑞穂
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第４８２号
栃木県宇都宮市中央５丁目１番２号　ゴールドコレクションビル３Ｆ
破産者　神林　　航
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４８号
千葉県松戸市野菊野２番地　野菊野団地２号棟819号室
破産者　有馬　純一
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１０１号
神奈川県厚木市酒井1860　コーポ厚木、住民票上の住所神奈川県海老名市東柏ケ谷２丁目19番１号
破産者　井上　恵子（旧姓田中・伊藤）
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部